

平成28年 8 月22日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

平成 2 8 年 美里町議会全員協議会

平成 2 8 年 8 月 2 2 日 (月曜日)

出席議員 (1 5 名)

1 番	千 葉 一 男 君	2 番	福 田 淑 子 君
3 番	藤 田 洋 一 君	4 番	柳 田 政 喜 君
6 番	櫻 井 功 紀 君	7 番	大 橋 昭太郎 君
8 番	我 妻 薫 君	9 番	鈴 木 宏 通 君
1 0 番	橋 本 四 郎 君	1 1 番	吉 田 二 郎 君
1 2 番	山 岸 三 男 君	1 3 番	佐 野 善 弘 君
1 4 番	前 原 吉 宏 君	1 5 番	平 吹 俊 雄 君
1 6 番	吉 田 眞 悦 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	佐々木 守 君
総 務 課 長	伊 勢 聡 君
教 育 長	佐々木 賢 治 君
教育次長兼教育総務課長	須 田 政 好 君
水 道 事 業 所 長	櫻 井 純一郎 君
水道事業所主幹兼原浄水係長	佐々木 聡 君
水 道 事 業 所 主 事	高 橋 勲 君
徴 収 対 策 課 長	菅 井 清 君
徴収対策課徴収対策係長兼納付推進室納付推進係長	門 間 裕 匡 君
徴収対策課徴収特別指導員	桐 生 孝 雄 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 泉 君
事 務 局 次 長	佐 藤 俊 幸 君

議事日程

平成 2 8 年 8 月 2 2 日（月曜日） 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 協議事項

- 1) 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」（案）について
- 2) 石綿セメント管更新事業の見直しについて
- 3) 美里町水道事業財政計画の見直しについて
- 4) 水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5) 水道料金の未納対策について

第 4 その他

第 5 閉 会

午前 9 時 0 0 分 開会

○事務局長（吉田 泉君） おはようございます。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

議長、お願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） 皆様、改めておはようございます。大変御苦労さまでございます。

本当にオリンピックのほう、ちょうど地球の真裏、真後ろということで始まっておりましてけれども、本日で閉会式というようになってございます。大変、日本選手団、非常に大活躍をしていただきまして、本当に感動のみならず、勇気と希望をもらってきたのかなと思ってございます。本当に 4 年後につなげられるように、これからも非常に選手の皆様初め、関係の皆様は大変な努力が必要でないのかなというふうに思ったところでございます。

さて、本日、町長より、大きくは教育委員会にかかわるものと水道事業所にかかわるものということでございます。それと、きょう、限られた時間内ということでございますので、どうぞきょう、それぞれ皆さん、予定が次々と組まれてございますので、スムーズな全協になりますように御協力をお願い申し上げながら、開会の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の全員協議会、議員全員出席であります。

それで、ちょっと皆さんにお諮りしておきますけれども、まず、教育委員会に関するものにつきましては事前に皆さんにお渡ししておりますので、要点説明ということにさせていただきますと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そういうことで要点説明ということでの説明をさせていただきます。

まず最初に、町長よりお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうも、おはようございます。きょうは大変お忙しい中、御苦労さまでございます。

きょうは議長のお取り計らいにより、議員全員協議会を開催していただきましたことに厚く御礼申し上げます。

日本もきょう台風 9 号が北上するというところで、非常に心配されるところでございますけれども、担当課には、けさほど、こういうふうな災害のおそれがあるときには早目早目に対応してほしいということを言ってまいりました。大きな被害にならなければと、そのように思っているところでございます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1 点目は教育に関する事務の管理及び執行状

況の点検・評価報告書（案）について、2点目は石綿セメント管更新事業について、3点目は美里町水道事業財政計画の見直しについて、4点目は水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、5点目は水道料金の未納対策についてでございます。

初めに、1点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）について、御説明申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会が毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するものでございます。本町におきましては、平成28年7月14日に、美里町教育委員会評価委員会から意見を受け、教育委員会において協議を行ってまいりました。本日は、この教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の現時点における案について、教育委員会から御説明申し上げるものであります。

次に、2点目の石綿セメント管更新事業の見直しについて御説明申し上げます。

小牛田地域における石綿セメント管更新事業につきましては、平成34年度を目標年次として、平成4年度から実施してまいりました。事業の開始から24年が経過しましたが、この間、経済情勢の変動による事業コストの上昇や、東日本大震災を経験し、配水池の耐震診断など、水道施設の耐震化対策を優先して実施してきたことから、当初の計画どおりに石綿セメント管の更新事業が進んでいない状況でございます。また、当初把握していなかった石綿セメント管を新たに確認したことから、更新する管路の延長が増加しました。そのため、事業内容を見直すこととし、事業の実施に当たっては、緊急性、老朽化度、投資効果等を総合的に判断した上で優先整備地域を選定し、集中的に更新事業を実施することといたしました。また、更新事業の計画期間につきましては、平成38年度まで延長することといたしました。本日は、その内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、3点目の美里町水道事業財政計画の見直しについて御説明申し上げます。

美里町水道事業財政計画は、経営基盤の強化及び経営の安定化を目的に、平成32年度を目標年度として計画を策定しております。この財政計画は毎年度見直しを行っており、今回平成27年度美里町水道事業会計決算（案）の数値と石綿セメント管更新事業の見直しを受け、推計し直したものであります。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、4点目の水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

平成26年度における決算では、未処分利益剰余金の処分と決算認定をそれぞれの議案として提出し、認定してまいりましたが、平成27年度美里町水道事業会計決算について、決算において生じた未処分利益剰余金の処分につきましては、決算の認定とあわせて議案として提出したいことから、その内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、5点目の水道料金の未納対策について御説明申し上げます。

水道の給水を受ける者が水道料金を支払わないときは給水を停止できることは、従来から水道法及び美里町水道事業給水条例で規定されております。今回、水道料金の未納者に対して、給水を停止する場合の取り扱いの細目を美里町水道事業給水停止に関する規定として定め、平成28年12月から実施する予定であることから、その概要について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

本日数多い協議事項でございますけれども、議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田眞悦君） ただいま本日の協議事項5件について町長から説明していただきましたけれども、では、1番目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）について、まず、総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項1点目の説明員を御紹介させていただきます。

初めに、教育長、佐々木賢治でございます。

○教育長（佐々木賢治君） いつもお世話さまです。きょうもよろしくお願いいたします。

○総務課長（伊勢 聡君） 次に、教育次長兼教育総務課長、須田政好でございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） おはようございます。須田政好です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（伊勢 聡君） では、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田眞悦君） それでは、教育長。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、教育長のほうからお話をさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところを教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）につきまして協議していただく時間をいただき、本当にありがとうございます。

対象年度は平成27年度のものでございます。この後すぐ次長のほうから概要説明をさせてい

たきますが、1点目は教育委員会の会議運営について、主な内容ですね。それから、2点目につきましては教育委員会が管理及び執行する事務について、そして3点目が総合計画を推進するための取り組みという3つの大きな観点で点検・評価をさせていただきました。よろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。詳しくは次長のほうから御説明申し上げます。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） それでは、私のほうから先ほどお許しをいただきましたので、要点説明で御説明を申し上げさせていただきます。

目次を開いていただきまして、大きな 章から第 章までローマ数字で記述してございます。第 章につきましては、概要でございまして飛ばさせていただきます。第 章の点検・評価、こちらのほうにつきましては、点検の対象と方法につきまして、最初、記述してございます。それから、2点目につきましては、点検・評価をした結果ということで記載してございます。その後、3人の評価委員のほうから意見をいただきました。これらにつきましても点検評価の対象と方法についての意見、それから点検評価の結果についての意見をいただいております。それから、第 章まとめでございしますが、こちらのほうにつきましては、点検・評価の結果に基づきまして、その改善策等をまとめてございます。それから、今後の点検・評価に向けた反省点と今後の取り組みの方向性について述べてございます。

それでは、第 章の点検・評価から御説明申し上げます。11ページをお開きください。

先ほど教育長からも申し上げましたように、今回の点検の評価の対象としましたのは、意思決定のための事務として教育委員会の会議運営でございまして。それから、法制上規定された事務として、教育委員会が管理及び執行する事務でございまして。それから、3点目は、政策を推進するための事務として総合計画を推進するための取り組みと。この3つの大きな分野項目、これを対象といたしました。

次に12ページをお開きください。

点検・評価の方法でございしますが、1)作成の経過・作業の流れを簡単に申し上げます。

まず初めに、教育委員会の事務局で原案を作成し、それを一つのたたき台にして教育委員会で協議をしました。その後、協議した内容につきまして、3人の評価委員で構成します美里町教育委員会評価委員会に諮り、当委員会から意見を求めたものでございます。その後、委員会からの意見を受け、教育委員会で再び協議をし、今回の最終報告書を作成するという流れでございまして。本日、議会全員協議会の皆様から御意見をいただき、今週の木曜日、8月25日に開催予定しています8月定例会において決定をしていきたいという考えでございまして。

それでは、13ページ、点検・評価の結果について御説明申し上げます。教育委員会の会議運営につきましては、1)とそれから15ページ以降ですが、2)と2つに分けています。1)につきましては、会議運営の法規定でございます美里町教育委員会会議規則、この規則が遵守されているか、それらを主な項目17項目について点検を行いました。 から まででございます。その中で特に今後改善が必要と思われるものにつきましては、14ページの でございます。会議録につきましては、次の定例会において承認を受けるという規定がございますが、定例会であれば可能ですが、臨時会がその中間に開かれますと、次の定例会までの期間が短いため、それが今まで実施できなかったという反省点がございます。これにつきましては、実態に合わせた法改正を早急に行わなければならないというふうに考えてございます。

次に、15ページ目の2)でございます。こちらにつきましては、先ほどの会議運営の規則以外に法令上に特に規定はされない項目につきまして、7つの項目を取り上げ、点検、確認をしてございます。委員の出席状況から までの傍聴者の数という形で、それぞれ委員会の会議が効果的に、効率的に、そして活性化されているかというところを確認してございます。

委員の出席状況につきましては、全17回の会議の中で欠席は1回、お一人あったのみでございます。

それから委員の発言状況でございますが、審議19議案に対して計21回の発言、それから協議54議案につきましては1,401件の発言がございました。発言等の回数につきましては、かなり多いというふうに考えてございます。

会議時間でございますが、定例会につきましては3時間10分、それから臨時会につきましては1時間20分というのが平均の時間でございました。

それから飛ばしまして 会議資料の事前配付、こちらのほうにつきましては事前配付に努めてまいりましたが、一部の資料につきましては事前配付ができなかったものもございました。

それから会議録の公開につきましては、公開を原則として実施してございます。

傍聴者の数につきましては、17回の会議を通しまして延べ26人でございました。最も多かった7月10日の臨時会につきましては9人でございました。こちらは教科書選定に伴うものでございまして、そちらに関心を持たれた方が傍聴されているということでございます。

それから、16ページ目の最後に記述してございます。先ほども申し上げましたように、発言回数、会議時間等を見ますところ、かなりの活性化した会議が行われていると言えるかというふうに考えてございます。

それから、会議の公開につきましてもきちんと公開されているということ。しかし、先ほど

お話ししましたように、会議資料の事前配付については徹底されていなかったということでございます。

それから、次に2つ目でございますが、17ページからでございます。教育委員会の管理及び執行する事務について点検を行ってございます。今回の法律の趣旨は、この部分が最も中心となる部分であるというふうに考えてございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に規定してございます教育委員会が管理及び執行する事務、こちらの資料の2ページ目でございます。2ページ目に抜粋で掲載してございます。この地教行法の第21条にうたわれております1号から19号までのそれぞれの事務についてきちんと行われているのかと、これを点検及び評価するのが今回平成19年に法改正されました教育委員会におきます自己点検、自己評価の趣旨ではないかというふうに考えてございます。ですので、この19項目につきまして該当するものをそれぞれ取り上げ、点検、評価を行ってございます。

まず、1)につきましては、教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他教育機関の設置、管理及び廃止に関する事という事務がでございます。こちらのほうにつきましては、まさに美里町学校教育環境整備方針に伴います学校再編に向けた取り組みを取り上げてございます。1)の表題の下に関連法令が書いてございますが、それぞれ教育行政にかかわる法律等がかなり多うございまして、それぞれに関連する法律をそれぞれ拾っている。拾っているという格好いい表現になるんですが、実は、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の逐条のほうにこれがきちんと拾い上げて載ってございます。ですので、これにつきましてはそこから抜粋をしているというところでございます。それぞれの関連法令にどのようなものがうたわれ、それをどのようにしっかりと実施しているのかと。それを点検していくのが今回の点検・評価の本来の趣旨であると考えてございますので、こちらのほうについて点検・評価を行うということを実施してございます。これが1)から19)まで、30ページまでございますが、19)はその他でございます。18)までの18項目とその他について、それぞれ記述してございます。これにつきましては、結果のところの内容について御説明を申し上げたいと考えてございます。

次に、31ページにつきましては総合計画を推進するための対策です。こちらのほうは、ある程度政策的なものに対する評価でございます。こちらは、総合計画のそれぞれの主要な施策の成果あるいは事務事業調書等におきまして点検・評価を行っていますので、その内容とかなり重複する部分がございます。第 章の教育の部分、そのうち社会体育につきましては町長の執行事務でございますので、その部分を除き掲載してございます。

次に36ページ、第 章の評価委員からの意見でございます。美里町教育委員会評価委員会を3回、5月18日、7月7日、7月14日と3回開催してございます。その会議を通しまして、それぞれ3人の委員から発言をいただき、まとめたものでございます。点検・評価の方法につきましては飛ばさせていただきます。

結果につきましては、それぞれ丸で記述してございますが、それぞれの項目、それぞれの分野にわたり32項目の御指摘あるいは御意見、御要望等を受けてございます。

37ページ、38ページ、39ページとそれらをそれぞれ記述してございます。ここにアンダーラインを引いておりますのは、早急に改善すべき項目ということでアンダーラインを引き、後の結果のところさらに申し上げますが、どのような形で改善するのかということでわかりやすくアンダーラインを引いたところでございます。後ほど説明します。

第 章まとめでございます。まとめのほうにつきましては、冒頭でお話ししましたように、その改善点に対する、課題に対する改善策を記述してございます。41ページから43ページまでの3ページにまたがりまして、(1)の教育委員会の点検・評価で抽出された課題と改善点ということで、教育委員会がみずから行った点検・評価で抽出した課題でございます。こちらにつきましては、 から までの17項目でございます。 と につきましては教育委員会の会議の運営について、それから から までにつきましては教育委員会が執行する事務及び管理についての評価、それから につきましては総合計画に基づく政策評価に伴う評価ということでございます。

済みません。修正させてください。申しわけございません。教育委員会の点検・評価で抽出された課題は、 から でございます。申しわけございません。そして、 から までは評価委員から意見として指摘された課題でございます。 と につきましては教育委員会の運営について、 から までにつきましては、教育委員会が管理執行する事務について、 については点検・評価で見つけた課題でございます。それぞれ、まず平成28年度、今年度から改善に取り組むものと、平成29年度以降に改善に取り組むものと分けて記述してございます。主にほとんどが平成28年度から取り組むことができます。 につきましては、教育施設の修繕を計画的に進めなければならないという課題につきましては、現在、学校再編につきまして内容が決定してございませんので、これが決定次第、計画的に進めていくという考えでございます。それぞれ、その他 から につきましては、取り組めるものから取り組んでいくということでございます。

と につきまして御説明をさせていただきます。 幼稚園に配置されるべき薬剤師が配置

されていないというところで、これは法に規定されている幼稚園の薬剤師、学校薬剤師でございますが、町内の3幼稚園にこれまで設置がされてございませんでした。それによりまして、学校薬剤師が行うべき学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が実施されていないということが発覚しました。これにつきましては早急に対応するという事で改善策を書いております。

それから、43ページにつきましては、美里町評価委員会からの指摘を受けた課題でございます。こちらのほうは6点ほどございます。先ほどお話ししましたアンダーラインを引いた部分は、それぞれの場所がどこから抽出したかわかるようにアンダーラインを引いたものでございます。

次に44ページ、最後になりますが、今後の点検・評価に向けてということで、今回の反省点といえますか、それを書いております。まず、教育委員会の活動、教育委員会の運営ですが、それから管理及び執行する事務、それから総合計画の実現のための取り組みということで、3つの分野について行ってまいりましたが、それぞれ点検・評価する視点といえますか、側面がかなり違っていましたので、作業量がかなり膨大になって、結果、その後の作業そのものが散漫になりがちでございましたので、来年度におきましては、先ほどお話ししました本来あるべき教育委員会が管理、執行する事務について、特に法令遵守がされているか、それらを一つ一つ拾い上げながら、それを点検していきたいというふうに考えてございます。

また、これが平成28年度事業につきまして、平成29年度になってから点検・評価を行うのではなくて、平成28年度の事業を行っていく中で点検評価を行っていかないと、短期間で行うと本当に点検・評価することが目的になってしまいますので、年間を通した点検・評価の作業を行っていききたいと考えてございます。

最終的に必要なことは、この自己点検・評価のガイドラインといえますか、手引書、そちらをつくる必要があるというふうに考えてございます。明瞭、明確で全分野を網羅する抜け目のないといえますか、その点検シートを作成して、そしてその点検シートについて毎年度行っていくということを目指して来年度以降取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君）　ただいま教育次長より説明をしていただきました。この件についてお聞きしておきたいということがあれば手を挙げてお願いしたいと思います。なお、ページ数を示してもらえればわかりやすいでしょうから、その点、よろしくお願いいたします。何か聞いておきたいことありますか。千葉議員。
- 1番（千葉一男君）　42ページ、薬剤師の配置ですが、これは常勤ですか。

- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 学校医と同じように委嘱をしまして、その用件があるときにお願いするという形で非常勤です。
- 議長（吉田眞悦君） ほかに。吉田二郎議員。
- 11番（吉田二郎君） 20ページになりますけれども、ちょっと数字的に確認させていただきたいんですけれども、上段のほうに協議件数30件ありまして、その次、届出件数20件なんですけれども、県立学校、私立学校とありまして、この件数を足すと20件なんですけれども、私立学校6件のうち、東北学院中、古川学園中、宮城学院中、足すと7件なんですけれども、申しわけないんですが、これはどちらかがミスかと思うんですけれども。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 申しわけありません。調べて後ほどお答えさせていただきたいと思います。
- 議長（吉田眞悦君） ちょっと後ほど、再度調べると。
ほかに。吉田二郎議員。
- 11番（吉田二郎君） 意見ではないんですけれども、先ほど、千葉議員も聞いたんですけれども、学校薬剤師ですから、学校というのは私も小学校、中学校までの感じかなと。幼稚園って今までなかったんですけれども、これはあえて設置義務みたいなのがあったんですか。そこを1点。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 設置義務がございます。これは学校教育法の第1条に学校とはというのを規定しているんですが、その学校教育法第1条に基づく学校について規定したものでございますので、幼稚園も含まれます。
- 議長（吉田眞悦君） 吉田二郎議員。
- 11番（吉田二郎君） そうすると、従来からあったそういうふうな法、そういうようなものが今までやらないできたということは、やっぱりそれだけ指摘されて置かなくてはならないということになったんですか。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 指摘されたといいますか、今回点検していて見つけたということでございますが、ただ、県のほうからもそれなりの指摘はあったかと思います。それで薬剤師会等にもいろいろお尋ねしまして、確かに学校は全ての学校に置いているらしい

んですが、幼稚園については置かなくてはいけないのですが、置いていないところも多いということは聞きました。だからいいというわけではないんですけども、これまで設置はしてこなかったということは事実です。

○議長（吉田眞悦君） 吉田二郎議員。

○11番（吉田二郎君） わかりました。そうすると予算措置ですけれども、恐らく今まで各校3万円の報酬とやっていったと思うんですけども、今度幼稚園の3園分といったときには10万円弱、9万円ですけれども、それだけでおさまる予定なんではないでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） はい、そうです。

○議長（吉田眞悦君） 橋本四郎議員。

○10番（橋本四郎君） 41ページ以降でお聞きするんですが、評価が中学校、小学校、幼稚園、この評価というのは評価委員会の評価もあるけれども、この41ページ以降は教育委員会が評価したと思うんですが、47ページに中学校、あるいは学力向上委員会の取り組みは成果が上がっていると。具体的に教えてもらいたい。どの程度上がっているのか。これは評価の内容もあるんでしょう。

○議長（吉田眞悦君） 47ページの資料編ですよ。資料編のこのことだ。

○10番（橋本四郎君） 何を根拠にして、成果が上がっているという判断なのか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 資料編につきましては、各学校ごとに、あるいは幼稚園も含めまして職員で評価・反省し、そのアンケートの結果を集約したものでございます。それを資料として上げさせていただきました。学力向上等については、例えば中学校ですと3校が、6番の（1）ですね。（2）、（3）とこういった数字で各学校で評価をしていたと、そういう状況でございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） まとめを読んで私は感じたんです。まとめを読むと、教育委員会の点検・評価で出された課題と改善策、これは学校側が出したとしても、それは教育委員会ですらに検討されるんでしょう。ここに載せるためには、学校側の提出の内容に間違いがないから教育委員会としてそういうふうに判断をした。それは具体的にどういうことかと。評価、どういう程度に学力向上が上がってきているのか。それは具体の数字があったら教えてください。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 資料編につけたものでございます。それで、この資料編の資料を点検・評価に持っていくためには、今、橋本議員がお話しされましたように、きちんとした基準があって、そして客観的な評価がされているということが必要だと思います。ただ、今は残念ながら、大変申しわけないんですが、それぞれの主観が入った中での評価も入ってございます。ですので、今回は、この資料は特に重要視として使用せずに、資料編として上げさせていただきます。

先ほど最後にお話ししましたように、町教育委員会の自分たちが行っているものが法に規定されたものをしっかりとクリアしたと、法令遵守をやっていくという、そこから始めて、その次にはそういったいろいろな政策的な、教育政策的なものの評価をきちんとガイドラインをつくって、できるようにしていきたいというのを今後の課題にさせてください。今の段階では、この資料につけたものについては、御指摘があった点について御指摘のとおりでございますので、今後の課題とさせていただきたいというところでございます。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 私の言うのは、そういうようなのをもっとしっかりしてほしい。学力向上委員会の取り組みは成果が上がっている。そういう学校に学力向上委員会というのを設けていると思うんです。その努力の結果、生徒たちの状態が、あるいはテストの中で、前回と比べて上がったと。そういう数字がなければ、このことを使えないでしょう。そういう具体性がなければ。そういうものはあるんですかと私は聞いているんです。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 先ほどの私の説明がちょっと不足していたと思います。例えば、御指摘のあった47ページの6番、中学校の家庭と地域の教育力の向上、基本的生活云々という調査ですが、家庭学習については小中学校に毎月アンケート的に実態調査をしております。例えば小学校2年生以上だと学年掛ける何十分とか、中学校の場合は家庭学習2時間以上とか、毎月実態を調査し、把握し、それを教育委員会に報告していただいております。それから、「早寝・早起き・朝ご飯」についても毎月各小中学校で調査をし、その数値を教育委員会に報告していただいております。それをもとに教育委員会では協議をし、継続協議ということでやっておりますが、極力、数値の低い場合は原因が何なのかとか、学校と連絡をし合いながらやっております。その結果は各学校で調査した結果、その数値でございます。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 33ページを開いてみていただけますか。右下といい

ますか、点検・評価の結果のところは全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差ということで、ここはきちんと客観的な数字として出ています。これを見る限りは、まだまだ目標には達成してはいません。先ほどの資料の中に、それぞれ4段階で点数をつけているのは、各学校の主観的なところの評価でございますので、この33ページの客観的な数字に基づきまして、これから学力の向上に向けた取り組みはしなくてはいけないというふうに評価はしなければいけないと思っています。（「わかりました」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） いいですか。橋本議員。

○10番（橋本四郎君） この数字は見たんです。でも県平均から上がっていない、下回っているのに、上がったというのも表現的にそこで使えるのかなと、はっきり言えば残念だったんです。さまざまなこういう学力向上委員会を持って、小学校の学年ごとに家に帰ってからの復習ですか、予習復習というんですか、予習というの、これは何時間するというのは学年ごとに決まっているのも聞いています。うちにも子供がいるから。それはわかっているけれども、それと関連しながら、学力向上委員会の取り組みの成果があったら、33ページのポイントがもっと上がったと言うべきなのではないのかなという感じがして、これで満足している教育委員会でいいのかなという感じがしたんです。（「こいつが主観なんだ」の声あり）私の考え方ね。もう一つ。

○議長（吉田眞悦君） 別の件ですね。

○10番（橋本四郎君） 北浦の小学校の子供とつき合いあるんですけども、学校と。教師が全くこの地域の人がいらないという状態なんです。いないというのは、職員としての居住地です。ですから、全部古川から通ってくる、仙台から通ってくるという教師なんです。そういう学校の教師のあり方というのはいいいのかなと感じているんです。少なくとも学校の教員というの、さまざまな事情で転勤すると思うんですけども、せめてその学校に何人かぐらいは地元の教師がいるくらいの体制をしておくのが何かにつけて必要なのではないかなと思うんですが、そういう考え方ないですか。

○議長（吉田眞悦君） 今のは点検・評価の中身とかね。ただ、橋本議員はそのような要望をしたいということなんでしょう。

○10番（橋本四郎君） 考え方を聞いているの。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。かけ離れてこないようにね。

○教育長（佐々木賢治君） 人事につきましては、男女別とか年齢とかいろいろな構成がございまして、そういった教育委員会としてこの学校で今こういった人事の課題があるので、配置を

お願いしたいと、これはあくまでも県教委をお願いをしているところでございます。美里の方
どうのこうのって、そこまではなかなか難しいところがあるようであります。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員、別な件でね。

○10番（橋本四郎君） 文化財保護も書いてある。理容美容学校を買ったでしょう。あれを買う
ときの説明というのは、文化財を展示する、保管するためにと、こうなっていますよね。私、
先週行ってみたんです。やっているのかなと。ないんです。ただ窓閉まって、カーテン閉まっ
て、ただ積んであるだけで。文化財文化財と言いながら、何でその文化財を収容する場所まで
買いながら、おくらしているんですか、展示を含めて管理が。管理と保管が。管理と保管でない、
管理と展示が。いつごろやるんですか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 昨年度に部屋2つに物を運んで、今展示まではいっ
ていませんが、整理をしているところでございます。32ページの一番下にも書いてございま
すが、ちょっと職員の手がなかなか回らず、そちらの展示までいっていないところです。

あともう一つは、温度管理とか、あるいは光の調整等でかなり光を遮らなくてはいけないと
いうことで、そちらのほうの設備についてもある程度整備はしなくてはいけないというふうに
聞いてございます。いつまでということでございますが、早急といいますか、早い時期に展示
できるようにしたいというふうに思います。

○議長（吉田眞悦君） 橋本議員。

○10番（橋本四郎君） 意見として申し上げておきます。いずれにしても文化財と書いている限
りは、少なくとももっと積極的に文化財の保護管理というのをしなければ困るでしょうと。も
う二度と出てこないんだから。そういうものを今課長言われた、わら製品なんか太陽が当た
ると劣化していくから、太陽当たらないとか気温の管理が必要なことも私も聞いています。聞い
ていますが、そういうことを同じく考え方を持っているなら、それならそれでどうしようか
ということを考えながら、もっときちんと管理をしていかなければだめだと。小牛田の公民館に
もあるでしょう、倉庫の中に。小牛田で収蔵した品物の物置にただしまっているだけです。そ
ういうものを整理するために買った理容美容学校が、1年以上にもなるのに、まだ利用されて
いないということは何をしているのかと、こう言いたくなる。その辺は要員のなものもあると
思いますけれども、しっかりしてほしい。これは私、意見として申し上げます。

最後にもう一つ申し上げます。学校運営協議会というのはあるんですか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 学校運営協議会はございません。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） 地方教育行政法の中に、学校運営協議会をつくるとありますよね。第47条か。第47条の5。学校運営協議会です。自治法が改正になったことが出たでしょう、学校運営協議会。47条の5、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる、です。ここは「できる」だから置かないというのか。それとも別な理由があって置かないのか。
- 議長（吉田眞悦君） 教育長。
- 教育長（佐々木賢治君） 今、橋本議員言われたとおりであります、学校現場では、学校評議委員という方4名ないし5名、毎年お願いしてあります。その方々にいろいろ学校の教育についての評価をしていただき、改善を図るという方式でございますが、学校評議委員の方にそういった部分になるのですね、お願いしているところもございます。したがいまして、新たに学校運営協議会というのは、町内の学校では設置してはおりません。以上でございます。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本四郎議員。
- 10番（橋本四郎君） 子供の教育というのは、学校だけでなく地域の住民も含めて子供の教育にはかかわる必要がある。そういう中央政府の考え方で教育委員会ができたんです。そうすると、今、教育長が言われたことは、いや政府の言う考え方と俺は違うと。学校は評議委員会できると。こういうことになってくると、その評議委員会が成果を上げているはずですね。その結果は何でここの中にあるのか。そういう成果が上がっていたら、実は評議委員会で間に合いますという評価の内容があってしかるべきでしょう、報告が。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 今お話がありましたように、学校運営協議会を活用して、地域住民を巻き込んだ学校運営ということでございますけれども、まずその前段で学校評議委員を、教育長からお話ししましたように、それぞれ数名お願いして設置してございます。ただ、その学校評議委員のほうの会議そのものが点検・評価で行っていますように年に1回ないし、多いところでも3回しか開いていません。その評議委員を中心に地域に開かれた学校を進めようとしてございますが、なかなかそちらのほうが進んでございませんので、そちらのほうを活用しながら、学校運営協議会が必要であればそちらのほうの組織化に持っていきたいというふうに思っています。

- 議長（吉田眞悦君） 最後ですよ、橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） 協議会を持たなくても、こういう評議委員会で充足されていますという報告があつてしかるべきでしょう、報告の中に。学校の運営に関することのためにやっているわけですから。自治法に言われる政府の方針で地方教育行政の法律が変わったけれども、これまでの組織でもって十分それは充足されている、必要ありません、そういうことを書くべきじゃないですか。言われてから言うような感じで。だからもう少ししっかりしてほしいんですよ、教育委員会に。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 先ほど議員がお話ししましたように、設置することができますから、しなければならないならば、私も法律に関してそこを書きます。できるですから、これから政策的な検討をした上で必要であればやっていくということです。別にここに自己点検・評価のところにそれを書く必要はないと思っています。
- 議長（吉田眞悦君） 橋本四郎議員。
- 10番（橋本四郎君） そう言われるから言いたくなるんだ。何でこのことを検討しないの。
- 議長（吉田眞悦君） ほかに。福田淑子議員。
- 2番（福田淑子君） 44ページの今後の点検・評価に向けてなんですけれども、一番下に、平成28年度については、一定期間だけの短期間の作業にしていたと。平成28年度は日常の業務を通じてしていくというのは、今現在、教育委員会の人員からすればかなり大変なことではないかなと思うんです。その辺はどのように理解すればいいのか。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 御心配をいただいてありがとうございました。逆に、この年度が過ぎて、一定期間で行うというほうが大変です。ですので、私たちの場合は、必ず法律を守らなければいけない法令遵守というのは当たり前のことでございますので、その定められた法令をそれぞれ拾い上げて、きちんとしたガイドラインをつくってしまえば、そう難しいことではないと思います。ですので、今、課の中でもやっていますけれども、それぞれ必要な法令が守られているか、どういう法令があるだろう、それぞれピックアップして、そのたびに点検していく。そして、それによってその取り組みのための手引書というんですか、それを作成していくということを日常の中で行っていくのが、来年の年度が始まったときに去年のやつを1年間振り返って、1人がねじり鉢巻きで頑張るということがないように、平準化といいますか、そのような形で進めていきたいというふうに思います。

- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- 2番（福田淑子君） 次に、資料の51ページなんですけれども、考察のところの一番最後に月1回のいじめアンケートを実施してきたが、早期のいじめ発見につながらなかったとあるんですけれども、この表現なんですけれども、いじめを発見するためにつながらないというのは、現実にあるというふうに捉えてなんですか。ちょっとその辺、今後の改善をどのようにしていくのかというのがちょっとわからないんですけれども、説明をお願いします。
- 議長（吉田眞悦君） 教育長。
- 教育長（佐々木賢治君） 早期発見のためにいじめ調査をやっているわけですが、なかなかこのいじめの調査の内容につきましては、自分がいじめられた、あるいは自分が間違っていじめてしまった、それからもう一つはその行為を見た者、誰々君がこういう周りの人からいじめ的な行為を受けていたという、そういったことなども含めての調査であります。それで、なかなか実態を見ますと、数多いときに全部をチェックをしますけれども、即刻その発見に結びつかない事案もないわけではないという、そういった内容であります。ただ、できるだけ、事実関係を確認して対処するようにという指導体制、連絡体制はとっております。なかなか難しい部分もあったようであります。そういう意味です。よろしくお願いします。
- 議長（吉田眞悦君） 福田議員。
- 2番（福田淑子君） 平成26年度決算のときに、分科会でいじめはなかったというふうに報告されたので、この文章から見ると、いじめの発見につながらないということは、あったのかなというふうに私は捉えて、いじめはないというふうにいつも言われているので。平成27年度の予算のときかな、分科会でね。
- 議長（吉田眞悦君） 平成27年度のことだから、いじめがあったのかと、そのところ。教育長。
- 教育長（佐々木賢治君） 平成26年度の時点にはないということで、そういった報告をさせていただきました。これは平成27年度のことでありまして、発見に、アンケートの結果、結びつかなかったこともあったということだと思います。何か話があれなんですけれども。
- 議長（吉田眞悦君） じゃあ、いじめはゼロではないという意味だね。福田議員。
- 2番（福田淑子君） アンケートのときで発見が、見つければそんなに簡単なことないんですけれども、アンケートだけにこだわらないで、ぜひ早期発見につながるような施策をもっと持っていていただきたいと。これは要望です。
- 議長（吉田眞悦君） 山岸三男議員。

○12番（山岸三男君） 43ページの 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正するという事なんですけれども、私が質問したいのは、平成29年度から改善に向けて取り組むということに対して、私はかなり遅過ぎるのではないかと。40ページにアンダーラインまで引いて、これは私もつい2年前、そしてその前の4年間、6年間、教育、民生、常任委員会に所属して、毎回毎回、幼稚園教諭、保育士等の採用が非常に、応募、募集をかけても集まらないという現状がもう何年にもわたってありました。それで、改善策は、給料を上げればいいのか、あるいは募集のタイミングを早めたらいいのではないかと、いろいろな改善策、課長さんは答えてくれました。それでこの 人員配置を是正する。こういう言葉は使いたくないんですけれども、余りにも対応が遅過ぎる。

それで、また今年度で一応保育所をこれからつくるみたいな計画も薄々聞こえてきていますが、この対応についても、運営形態そのものの見直しを行っていかなければ解決できないと。これも答えはわかっているんですね。このように解決できないとわかっていて、何年間もある意味ほったらかしてきたと私は思うんです。解決しようとして努力はしたんだけど、結果的にはなかなか解決できなかった。だったら平成29年じゃなくて、何で平成28年度から、先ほど教育次長さんは1年間でまとめてやるんじゃないかと、それも年度内で日常的に検討をしてやっていくんだという答えを言っていましたよね。このことについても、なぜそういうふうに、今から準備していないと平成29年度に改善策ができませんよね。平成29年度から改善を始めたら、また平成30年、二、三年かかってしまうのではないかとと思うんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 山岸議員が言われるとおりでありまして、運営形態そのものの見直しということで、私も議会での御質問にお答えしてきましたけれども、まだ形にはなっていないと。平成28年度中にも保育所の新たな整備とともに、形態をどうするか作業は進めています。それに対する財源措置も今、今月で財政計画もそろいますので、そういったところで何年度に整備が完了するかということですね。

そのときに、その職員の配置というのを、簡単に言えば公設民営になる可能性は大だろうと。今の段階ではまず、今は公設公営ということですから、そのために非常勤職員、臨時職員がかなりの数になって、その方々のお力添えでやっと幼稚園、保育所の児童の保育がなされているという状況でございますので、まず、今は整備するまでにあと少し時間がかかりますので、まずは保育士と幼稚園教諭の待遇ですね。この見直しと、待遇というのは要するに給料の見直し

と、それから保育士あるいは幼稚園教諭の採用の人数を少しふやしていかなければならないかなということで、急に50人、30人というわけにはいきませんので、採用予定人数が2人だったら、3人とか、4人とか、そういったところでやっぱり退職する方もいらっしゃいますから、そこら辺の補充のプラスアルファも考えながら、最終的には新たな整備をして、そうやって運営形態も一緒に見直していこうかということで今、作業は進めています。

整備するのにはそんなには難しいことではないと思います。再編のただ関係だけなので。大体整備するに当たっては、土地代を考えなければ6億円から7億円ぐらいのお金を用意すれば、その中で起債事業になるのか、それから補助金、公設の場合は補助金がございますので、民間でしたら補助金ありますけれども、そういったところの今かみ合わせですね、今検討して、そろそろ結論は出さなければいけないかなという状況でございます。この件に関しては、学校の再編と同じように、本町においては喫緊の課題でございますので、この解決なくして新たな政策の実施は多分ないだろうというふうに思っています。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員。

○12番（山岸三男君） 大変いい答えをしていただいたんですけれども、その中でちょっと提案させていただきたいんですけれども、副町長は今、公設民営化になる可能性が強いというお答えをいただきました。公設民営化は確かにいいと思います。現実的に、正職員を町で今5人も雇うということは現実的にできない状況なんですよ。であれば、むしろ幼稚園であれ、保育所というのは民営化のほうがよっぽどいいんですね。大崎市、仙台市、ほとんどもう民営化になっていますね。そうすると、職員を町で正職員で雇わなくなったら、民営化のほうの会社で雇えますよね。そういう状況ですと、むしろこちらのほうの正職員を雇うというリスクだとか、軽減されることになりますよね。同時に、公設するのも一つの手段ではあるんですけれども、今ある民営化というか、個人でやっている方の保育所の経営の悪化にもつながっていく。相反する両面が出てくるといってもあるんですね。その辺も当然踏まえた上で、これは保育士がいないから待機児童がふえているわけですから、正職員を雇わなくても済むような政策で考えていったほうがむしろ効率がよくなるのではないかと私は思うので、それも含めて検討しているんでしょうけれども、ぜひそういうことも改善されるように要望したいと思っています。以上です。

○議長（吉田眞悦君） 山岸議員の一つの考えだということで。我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 今のにも関連しますけれども、43ページ、この40ページの意見に対する考え方の是正内容だと思いますが、40ページのほうの意見では、魅力のある仕事としての幼稚

園教諭にするための努力を求めているんですね。それに対して、こっちのほうは運営形態そのものの見直し、それがただ1つの解決策かのように表現されている。この点、今は民営化すればいいみたいな話もありましたけれども、民営化して見直して向上できるのか。その魅力ある仕事としての幼稚園教諭は、条件を低位平準化してしまって、果たして魅力ある仕事になる保証があるのか。安ければいいというどこかの保育所みたいに基準を下げてまで待機児童をなくしたからって胸張っている首長さんもいるようですが、果たしてそれでいいのかということで、その運営形態の見直しが唯一の解決策かのような表現はどうか、気になることです。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 我妻議員の御心配はそのとおりだと思いますけれども、今、私たちが見直しをしているのは、待遇の面は今の基準を切り下げるという形での見直しはしていません。やっぱり魅力あるといっても給料にどれだけ反映されるかというのが働く者としては一番興味のあるところでございますから、今度の最低賃金の見直しもでございますけれども、それはそれとしまして、私たちはやっぱり今この状況を見れば、正職員の数もさることながら、非常勤の方と臨時の方々のお力をかりてやっと保育をしているというのが現状でございますから、でも大変ありがたいのは、他の自治体とか、他の幼稚園あるいは保育所には行かないで、美里町に勤務をしていただいているのは非常にありがたいと。そういうお気持ちも当然わかっておりますので、今年度当初の見直しは若干いたしました、平成29年度に向けては、またさらに踏み込んで待遇の改善をしたいということで、今、作業は進めております。

あとそれから、民設民営、公設民営という、例えば民営というのはひとり歩きすると、民営というと何か単価を切り下げてどうのこうのという話が当然出てくるんですけれども、私たちの民営はそういうふうには考えていません。同じ例えば民営にするにしても、やっぱり今の保育水準を下げてはならないと。今の町の保育水準が高いか低いかというのは、なかなか私自身はよく存じ上げませんけれども、仮に普通の状態であれば、それをさらに民営化したからどうのこうのというのはないですね。民営化においても、今の待遇を下げるようなことではやっぱり民間の方々になかなかやっていけなければ、民間の方々が運営するに当たっても、町からの当然補助というのが必要になってくるのかなということで、それらも含めて今結論を出そうかなというところまで来ている状況でございます。

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 今、公設民営と民設民営と。公設民営であれば、一定の公的な基準を当てはめれば可能かもしれないですが、民設民営までなって、経営形態まで公的に規制すること

は難しくなるだろうと。その経営運営体にほとんど責任が負わされる。そしたらその一定基準内でやらざるを得なくなる。当然、さっき言った低位平準のおそれが出てくるだろうと。町ではそう思っていないよと言っても、今の非常勤の推移で平準で全員採用されるようなことも仮にあるようなことになれば、さっき言った魅力ある幼稚園の仕事のそこにはつながらないと思います。そういった意味で低位平準のおそれがある。そういう意味で、さっき言った何か民設でもいい、公設でもどっちでもいいかのような、そういう今議論になっているので、その辺の心配もあるので、この基準、表現だけでいいかどうかちょっと気になりましたということです。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 仮に民設民営にしても、すぐに、何で民設にこだわるかというと、施設整備するときにやっぱり今民間でないと補助金というものが出ないと。公設であれば起債事業ということですから、町としてお金だけ考えればやっぱり民設のほうがいいと。じゃあ公設とどれくらい違うかというと、さほど変わらないと言えば、さほどは変わらないんですけども、大体補助金をベースに直すと、民設だと100にすれば、多分公設の場合50ぐらいしか出ないと。出ないというよりも起債事業ですから、後で交付税措置されるということから見ても多分半分ぐらいだろうと。それさえある程度クリアできれば公設でも何ら問題はないだろうと。民設の場合は、社会福祉法人とか学校法人がすぐ見つかるかということで、余り時間はかけられない状況にある中では、多分選択肢としてありますけれども、実現可能性としては、確率としては、時間をかければということなので、それが10年かかったのでは話になりませんので、多分ちょっと厳しい状況なのかなと。

例えば公設にして運営主体が民営となった場合、補助金を仮に町で出しても、民間が運営した場合はその経理状況とか待遇面までなかなか、町では補助金を出しても、それが補助の支出目的に従って支出されるかどうかというのはなかなか難しい面、監査をするとかなんとかといっても、民間ですからなかなか町としても口を出しづらいところが多分あると思います。結局、それが働いている方々の従業員の給与とかに反映をされると。反映というのは、出した分がそのままストレートにつながらないというのもあると思います。そういうことを考えますと、やっぱり町の関与がある程度できるスタイルに持っていかなければならないと。

今考えているのは、ざっくりばらんに言えば、町が出資する一般財団法人というスタイルでやれば、これは町が出資をするわけですから、そういった運営面にはある程度の割合で関与できるという部分と、それから今の非常勤、臨時の方についても、全員とは言いませんけれども、

採用する枠も町としても確保できると。それから、町の職員についても、どういうふうにするかということ、その財団法人に町から出向させるという形態もとれると。そういうことからすれば、町が整備の部分については民設であれ公設であれ、運営形態については一気に民営というのはなかなか難しいのかなと。

ですから、ある一定の期間は町が関与できるような、例えばの話ですけれども、一般財団法人、ひいては最終的には公益財団法人という形にしていって、何年かかるかわかりませんが、民間でも十分に採算が合うような児童数とかになった場合についてはまた別の形態が出てくるんだろうけれども、当分の間、やっぱりそういった町がある程度関与できるようなシステムでいったほうがいいのかなのというのが現段階での考えです。以上です。

○議長（吉田眞悦君） 我妻議員。

○8番（我妻 薫君） 何回も言うようですが、低位平準化するような、そういう方向での運営形態がなければ解決できないという意味で書いているのであれば問題だろうと言っているの、何かその運営形態そのものの見直しだけが解決のようだから。

あとはもう一つは、さっき言ったように、幼稚園はもう3園とも新しいですよ。新たなものをつくるなんていうことは、たとえ民間だってできないと思います。ですから、建設の補助金なんていうのは、もっと今考えている、ましてや平成29年云々かんぬんの話ではない。そこに幼稚園も入っているということだね。ちょっとその辺、丁寧な表現があってしかるべきだろうと。以上です。

○議長（吉田眞悦君） 副議長。

○15番（平吹俊雄君） 43ページの 番ですね。青少年健全育成関係で、今まで子ども育成会ってあったわけですが、これから少子化も含めて統合するということはまずやぶさかではないと思うんですが、いわゆる町民会議の場合に、町子連のそういう組織体制というか、そういうようなのは十分に、その辺は町子連等とは話し合いしているんですか。その辺、どの程度まで進んでいるのか。

○議長（吉田眞悦君） 今、明確には答えられないそうです。ほかに、大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 何年ぶりのこの問題に対する全協かと思っております。しばらくこの説明というのがなかったので大変よろしいかなと思っておりますが、こまいことからですが、3ページのこの教育委員名簿、何期とありますが、1期、2期の関係ですね。これ教育委員としての任期なのか、役職としての任期なのか。例えば成澤さんのような方は1期でないはずなんです、教育委員が。これがちょっと読み切れなかったんです。

- 議長（吉田眞悦君） 備考欄のね。１期、２期のね。（「教育委員の任期、これでいいんですか」の声あり）間違いないんですか。教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 成澤委員は１期で間違いないと思います。（「千葉さんがなっていたときにはもう既になっていたかと思うんですが、間違いありませんか」の声あり）
- 議長（吉田眞悦君） 休憩します。

午前１０時１４分 休憩

午前１０時２３分 再開

- 議長（吉田眞悦君） 再開いたします。
先ほどの大橋議員の質疑の関係。教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 成澤委員は１期でございます。間違いございません。
- 議長（吉田眞悦君） 大橋議員。
- ７番（大橋昭太郎君） 大変失礼いたしました。勘違いでございました。
それから27ページのスポーツに関すること。この部分については、この中に町長が管理し、及び執行する事務、これは補助執行の部分ではなかったんでしょうか。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 違います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって定められた条例によって、町長の管理、執行する事務とすることができるということで、町としては条例で定めた町長が執行し、管理するものです。
- 議長（吉田眞悦君） 大橋議員。
- ７番（大橋昭太郎君） 例えばスポーツに関すること、これが生涯学習であったりという部分に大きくかわる。この部分だけが町長が管理する。大部分が例えば補助執行部分を教育委員会が責任を持った評価をしてきたと思うんですね。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） それは昨年度まで含めて評価してきましたが、それは間違いでございました。大変申しわけございませんでした。補助執行に関しては社会教育は補助執行でございますけれども、スポーツと文化行政に関しては補助執行ではなくて、町長が管理執行する部門でございますので、教育委員会として、この評価のものの対象から外れます。しかし、そのような条例を制定する前の流れをくんでそれも一緒にやってきたという仕方、

対象外になります。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） そうすると、例えば21条の関係でスポーツに関すること、この部分は教育委員会と関係ないから全然触れないという考えでよろしいわけですか。例えばこの部分も大きな教育にかかわる部分でもあるわけですし、この部分の評価なりなんなりという部分での公表というのは、例えば総合教育会議などの中から、この部分の評価というものをどう考えているのか。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 学校体育を除き、先ほども申し上げましたように、スポーツに関することにつきましては、町長のほうの執行機関の中で管理執行するものでございますので、教育委員会としての執行機関としては点検・評価の対象から外さなければいけないということです。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） この部分の評価というのはどう考えているのでしょうか。ちょっと外れるかもしれないけれども、この部分だって重要な教育とかかわる部分もいっぱいあると思うのでね。

○議長（吉田眞悦君） この点検・評価からスポーツに関するものが外れた部分はどのようにしていくんだと。

○町長（相澤清一君） 今、急に言われても……。通常の教育行政運営の中でやはりそれをしっかりと常に見ながら、点検評価を我々自身がしながら、これからどう改善していくか、どう発展させていくかを考えなければいけないと、そういうような思いでございます。当然、この教育の点検・評価の報告書にはありませんけれども、そういう面で常々やっぱり町の全体の教育行政のあり方なんかをしっかりと見詰めていきながら進めていきたいと、私たちはそのように思っております。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） それは総合計画で立てている、目標設定していますから、その評価と。それから、毎年度決算の議会にも提出している主要な成果というようなもので、その成果は出さなければならないということで、あとは大橋議員が言われたように、この点検・評価の項目ではなくて、総合教育会議というのが新たに設置されていますから、そこは町長と教育委員の協議の場でありますので、点検・評価にかかわらず、そういった成果についてはお互い情

報交換をしながら、共通認識を持ってやっていかなければならないということだと思います。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 次に、33ページの先ほどから出ています学校評議委員会の問題ですが、目標値3回、実績、ここのところよくわからないんですね。書いている意味がよくわからないんです。

○議長（吉田眞悦君） 開催、目標値3回に対して、実績3回開催と書いている。小中学校は。

○7番（大橋昭太郎君） そして南郷中学校以外の小中学校と幼稚園は2回開催、幼稚園は上の段ではゼロになっています。どういうふうな理解をしたらいいのかなと。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 大変申しわけありませんが、まず、目標値が3回でございます。実績として3回の目標を達成したのは小中学校では1校のみ、それは南郷中学校でございました。それから、3回を実施した幼稚園は一つもありませんでしたということです。それで、小中学校の場合、南郷中学校以外について、それから幼稚園については、それぞれ2回ずつ開催しているということで、大変わかりにくい記述で申しわけございません。これは表記し直します。（「幼稚園はゼロ園で2回って書いてある」の声あり）幼稚園は、3回を実施した、目標を達成したのはゼロ園だということです。

○議長（吉田眞悦君） 目標を達成したかどうかということ。あらわし方、もう一回検討して。大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） それでこの問題、先ほどから出ていますように、これが遵守されてといったような話ですが、今まではその教育長委嘱のもと、学校長のもとでこの評議委員会が開催されました。それで、分科会の中でもそれはこういったようなものなのかと言ったら、学校でとどまっていると。その平成28年度の事務事業の概要の中にも今後公表していくというのは、新規に出てきているわけですね。そうすると、これからの充実、この部分は、例えば地域からの声そのまま上がってくることなんでしょうと思うんです。各学校に評議委員さんがいるわけですから。それが教育委員会のほうに上がってきたことよっての地域の声というのが教育委員会で審議されてくるものだと思うんですね。そのシステムが今後きちんとできていくのかどうか。今は充実しているような見解でございましたが、私たちの認識、分科会の中では、全然それはできていないのが今現状ではないかという捉え方をしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

- 教育長（佐々木賢治君） まさに言われているとおりであります、その評議委員の会議の結果につきましては、各学校ごとに学校だよりで保護者等にはお知らせしている学校もあるようでございます。今、大橋議員から御指摘を受けたように、校長から推薦のあった方を教育委員会で委嘱していますので、当然その中身について教育委員会でも把握して、教育委員会の中で実態を確認し、協議し、これに載せるべきだと。改善点に入れさせていただきたいと思います。
- 議長（吉田眞悦君） 大橋議員。
- 7番（大橋昭太郎君） 評価委員会という36ページ、今回、評価委員会からの意見という形で表記になっておりますが、今までですと学識経験者がその識見をもとに評価してきたかと思うんですね。その評価の形態が変わってきたのかどうなのか。それから、今までは評価委員さんは誰かというような記載がありましたが、今回はございませんし、その辺についてはどうなのか。それから、その評価委員の3人の方は初めての方なのか、何年もやっておられる方なのか、お伺いしたいと思います。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） それでは、申し上げます。
まず、3点目でございますが、評議委員につきましては、昨年からお願ひしてございます任期が7月いっぱいまで終了しました3人の方でございます。
- 議長（吉田眞悦君） まず1つは、同じ人ですよということね。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） はい、同じ人です。同じ人でございます。それで、学校の教職員を経験された方々でございます。
- 議長（吉田眞悦君） 前に載っていたんです。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 今回は載せませんでしたが、掲載が漏れてしまいましたので掲載で追加をさせていただきたいというふうに思います。
- 議長（吉田眞悦君） 掲載をすると。もう1点ね、3点あったから。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） もう1点は、前の年のほうは学識経験者の意見という形で表記してございますが、学識経験者をもとに美里町教育委員会評価委員会というのを条例で制定してございますので、その組織の中で委員会としての意見を出していただいたということです。
- 議長（吉田眞悦君） 大橋議員。
- 7番（大橋昭太郎君） その評価委員3人の方が評価委員会という形をとったと思うんですが、その評価委員さん方は、だから何年やっているんですか。前の年もやっただろうと思いますけ

れども、去年までの間にも大分長くというか、決まった方々が評価しているのか。それが悪いという意味じゃなくて、そういうある意味評価するベテランの人たちが評価していくことも必要でしょうけれども、これが一つの固定された見解のもとの評価になっていくことはどうなんだろうかというふうに感じたところでございます。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） お一人の方につきましては長くにわたって就任していただき、評価をしていただいております。それで、同じ方が同じような形で固定観念のもとに評価が繰り返されるのではないかという御指摘でございますが、それらを考慮しまして、今回評価のほうの対象は同じ対象でいっていますけれども、その評価をする視点とか方法については改善をして、新たな目で見えていただくように努めたところです。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 39ページのその評価の中に、中段よりちょっと上に、教育相談においては深刻な状況がうかがえることから、この深刻な状況ということというのは、深刻なんだろうと思うんですね。大変なことなんだろうと思うわけですよ。それが今まで前にも質問があったようにいじめの問題であったり、その他いろいろな問題があるんだろうと思うんですが、このことがどういったような問題なのか、今、ここで言えることなのか、言えないことなのか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 具体的にはちょっと言えない内容なんですけれども、いわゆる家庭内の問題ですね。児童相談所、あるいは場合によっては警察署との学校、教育委員会、そういった連携をとりながらやらなくてはいけない事案等もございました。そういった深刻な状況等、生徒指導絡み、あるいは家庭的な問題等でございます。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） その相談には特に丁寧に手厚く対応していく必要があると。これは強く指摘しているところなのだろうと思いました。手厚く対応していく必要があるというのは、その点検・評価の中で教育委員会がこうでないというふうな表記ではないんでしょうか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） ここに御意見いただいたものをそのまま記述させていただいております。それで、教育委員会の中では当然そういった要望、意見等があった場合は中身にも触れまして、きちんと対応してはおりますと。その中できちんと今後も続けてほしいというような御意見をいただきながら、要するに全然やっていないという、そういったところを指摘いただ

いた内容ではございません。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） ですから、もっと十分な対応が必要であろうという見解じゃないんですかということなんです。違うんですか。

○議長（吉田眞悦君） 教育長。

○教育長（佐々木賢治君） 今、会議録がないのであれなんですけれども、3回の中で、当然私もその中に入っていて、いわゆる議員さんが心配されるような対応は教育委員会ではやっていないのではないかという内容ではございません。ぜひ丁寧に、手厚く対応していく必要が、当然ここにもあるべきだろうという、そういった内容をそのままここに記述させていただいたところであります。

○議長（吉田眞悦君） 今も対応しているんだけど、引き続きそれらも対応していかなければならないという意味の捉え方でいいんですね。はい。大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 評価したそのままを載せることも重要でしょうけれども、ちょっと誤解されてしまわないんだろうかということも考えられるんじゃないかと思います。

41ページ、この点検・評価、の部分においては、この部分は会議規則の改正で解決を図ると。例えば会議資料の一部が事前に配付されないことと、それから会議録が次の定例会議の承認を受けていないという部分がどうなるのか。ちょっと一瞬考えたのは、これが事務的な問題によってできないことなのか。それから期間の問題もあるだろうけれども、それが法改正の部分、ここを改正すればクリアしていくという考え方でいいのかどうかという、その辺をちょっと疑問に思ったものですから。

○議長（吉田眞悦君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好君） まず、の会議資料の事前配付につきましては、法改正ではなく、とりあえずこれについては徹底して実施していくことです。

それからにつきましては、会議規則そのものが定例会を想定した考えでつくられたわけがあります。しかし、会議という表現をしていますので、臨時会も含めた会議でございますが、ですので臨時会を含めたものであれば、もっと違った実態に合った規則内容でないといけないということになると思います。臨時会の場合につきましては、例えば今度25日の日に定例会を開きますけれども、その2日前、3日前にも臨時会が開かれることもございます。仮にきょう開かれるとなると、それを調整して、今度木曜日に承認というのは大変物理的にも時間的にも難しいものですから、臨時会については別途その内容を定めようかというふうに考えていると

ころでございます。

- 議長（吉田眞悦君） 大橋議員。
- 7番（大橋昭太郎君） 特別にこの問題というよりは、会議規則そのものを見直していこうという考え方という捉え方でよろしいですね。
- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） はい、そうです。
- 7番（大橋昭太郎君） 以上です。
- 議長（吉田眞悦君） 柳田議員。
- 4番（柳田政喜君） では、1点だけ確認させてください。

43ページなんですけれども、 で幼稚園、保育所とありますけれども、保育所（園）というのは認定こども園になってからの話だと思うんですけれども、現在、教育委員会のほうで発行する書類の中で保育所というのはまだ所管に入っていないので、教育施設だという認識でいかがでしょうか。

- 議長（吉田眞悦君） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 御指摘のとおりでございます。いただいた意見の中に幼稚園教諭、保育士という形で発言がございましたので、保育所と入れましたが、教育委員会におきましては幼稚園という形で、保育所については削除します。
- 議長（吉田眞悦君） よろしいですね。（「はい」の声あり）教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） 先ほどの20ページの届出件数でございます。私立学校につきまして、私立中学校6件という内容でございますが、括弧の中の合計が7件になっているところでございますが、古川学園中の3件が2件の誤りでございました。大変申しわけありませんでした。
- 議長（吉田眞悦君） 合計6件ではいいんだね。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好君） はい、合計6件は正しいです。古川学園中の3件が2件の誤りでございました。
- 議長（吉田眞悦君） 20ページね。

では、以上で1点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告書（案）について締めさせていただきます。では、御苦労さまでした。

説明員交代しましたらすぐに始めますので。交代の間、休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前 10 時 49 分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

次に、4 点ほど水道事業所関係ありますけれども、この中で 4 番目に水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてというのがあります。それで、きょう、前から言っているとおり、時間つきの会議でありますので、先に一番最初に、順序を変えまして、この未処分利益剰余金の処分の関係を最初にさせていただきます。29日、9月定例会議の議案書の送付になります。それらにも当然関係してくることですので、これを最初にして、あと残った時間でどこまでいくかということになりますけれども、時間内で全て終わらないと思われまので、別な日にもう一度全員協議会を開きますので、ただ、これだけはきょう決めたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、総務課長。

○総務課長（伊勢 聡君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これからの水道事業関係の説明員を紹介させていただきます。

初めに、水道事業所長、櫻井純一郎でございます。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 櫻井です。よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡君） 次に、主幹兼原浄水係長、佐々木 聡でございます。

○水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木 聡君） 佐々木です。よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡君） 主事、高橋 勲でございます。

○水道事業所主事（高橋 勲君） 高橋です。よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡君） 以上でございます。

○議長（吉田眞悦君） それでは、先ほど言ったように、4）番のほうを先に行います。説明は、所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

説明資料のほうをごらんください。地方公営企業法では、第32条第2項で毎事業年度生じた利益の処分は、議会での議決を経て行わなければならないことになっております。平成26年度決算の対応では、未処分利益剰余金の処分の議案と決算の認定に関する2つの議案として提案し、それぞれ可決と認定を受けました。昨年度の場合、剰余金の形成過程の説明は事前に全員協議会で御説明させていただいているところでございます。平成27年度決算ではそれを改め、

利益の処分という重要な経営判断であるという趣旨から、決算審査分科会におきまして剰余金の形成過程を丁寧に説明させていただき、理解を深め審査していただきたい旨、決算の認定と同時並行で行うことが適切と判断いたしました。つきましては、平成27年度決算における対応では、未処分利益剰余金の処分の議案と決算の認定を1議案として提出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（吉田眞悦君） それで終わりね、説明は、わかりましたか。昨年の決算議会のやり方と今回の上程の仕方が変わりますということが1点です。そしてかつ、それら2つのやつを1つの案件として出させていただきたいと。そして、分科会のほうでそれらについて両方をまず御確認をいただきたいということになります。当然、1つの案件ですけれども、その決算の認定だけでは議決ということになりませんので、認定とその剰余金の処分の議決ということの2つ、そういう仕方をことしの9月定例会議ではしなくてはならないということになります。

何かお聞きしたいというか、さっき言ったように、29日に9月定例会議の議案の送付になりますので、それでこのように去年とは違った議案の提出のやり方になりますと。

我妻議員。

- 8番（我妻 薫君） 同時並行審査ですね。同時に審査、分科会で審査する。ただ、事務的に剰余金の処分を最初に議決して、その後、決算の、順序だけはそういうふうになるということ。それとも一括でやるということ。
- 議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 失礼しました。1つの議案で一括で可決と認定を行っていただきたいと思います。
- 議長（吉田眞悦君） この行政実例によって行いたいということです。去年は大分これは議運の中でも議論になりまして、監査委員さんにも御迷惑をおかけしてしまったというようなことにもなったわけでありましたけれども。

福田議員。

- 2番（福田淑子君） この処分の過程の1つの方式、まず、未処分利益剰余金が出た場合にはその未処分の利益の20分の1の額は積み立てできますよと。その残額については、議決を求めると、過程は。議決を求めて初めてそれが生きてきて、今度新たな決算になると思うんですけども、その過程というのは崩すということ。
- 議長（吉田眞悦君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 平成26年度の地方公営企業法の改正で、20分の1の法定の積

み立ては撤廃されてなくなりました。未処分利益の剰余金につきましては、条例あるいは議会の議決を経て行うこととなっております、本町では条例ではなく、町民の皆さんの代表である議会に諮って、その利益の剰余金の処分について透明性を確保して処分していきたいというような方向でいきたいと思っております。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。

○2番（福田淑子君） その処分の過程が変わった平成26年中のやつはさっきなくなったという話になった。だけれども、残額としてきちんとあるわけでしょう。残額は議決を経てからしか上程できないのでないのという話ですけれども。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 決算書の中に未処分剰余利益の処分があるのかなしということだから。処分があるというのは、提出しなければ議員さん方が議会じゃあこういうふうにしなさいというなら話は別ですけれども、水道事業としてこのような未処分の利益が出たので、このように処分したいという案を出しているわけですね。それをそのまま議決していただければそれで結構ですし、それ以外の処分案があれば議案の修正なりをして、それで可決いただきたいというのがこの話なんです。通常の場合は案を出さなくてはならないんですね。処分案というのを出すわけです。だからそれが議案として出てくるんです、まずは。それをよしとするか、是とするか否とするかということだけなんです。それが決まらないと決算の認定ができないということですから。だから、同時にしていただきたいというのがこれです。（「だからそこを時差はないのかということです。時差はなくて一緒に一括にしたんですね」の声あり）一括です。（「本来だったら時差があるわけでしょう。未処分についての議決した上で、そして決算認定。2つの段階を踏むはずなのを今回は時差なしで一括ということの行政実例に基づいて、そういうふうにみなすと」の声あり）そうです。それをしていただければ。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。

○2番（福田淑子君） それは議会で決めればいいということ。その方法は。そのようにしたいからそうしてくださいと。じゃあいいですよと、それで決まることなんですか。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） それはここにあるとおり、このように今度は議案として御提出させていただきたいので御了解いただきたいというのが1つです。それでだめだというなら前のおりになるわけです。でも、結果は同じなんです。ただ、その行政の手続の順序が違うだけで。結果は認定していただければ結果は同じです。出された未処分利益剰余金の処分案と決算の認

定をしていただければ結果は同じです。手続上のそれを一つ一つ分割するのか、表と裏の関係ですので、それを一括して議題としてやっていただきたいと今回御提案申し上げる内容です。その一括する部分については、じゃあ違法な行為なのかというのはそうではなくて、行政実例としてはこういうのは差し支えございませんという実例ですから、法的な根拠ではないんですけれども、これまでの行政を運営する中でのその実例としてはこれもやることについては差し支えないということは違法な行為ではないということなんです。それをここでお認めいただければ、やります、違うというなら、また結局平成26年度と同じようなスタイルになるということです。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。

○2番（福田淑子君） 今回、そのようにしたいというその意図、それをちょっともう一回伺いたい。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） 1ページのところに1、2、3とございますね。平成26年度決算における対応というところで、2番目の下のほうに、要するに分けたものについては、地方公営企業法第32条第2項に則しているが、未処分利益剰余金の形成過程の審査を受ける前に、未処分利益剰余金の処分方法を先に決めることになる。平成26年度についてはね。

○2番（福田淑子君） だから、聞いているのは、今回はなぜそういうふうにしないんですかという理由を聞いているんです。通常の処分の過程からいけば、議決を経て、それから決算になるんだけど、今回変わるわけでしょう。

○副町長（佐々木 守君） だからこれと一緒に形成過程も、未処分利益剰余金の処分も一緒にしたいということなんです。要するに決算の認定というのは、未処分の剰余金がどのように処分されるかということも含めて認定だと思っんです。鶏と卵のような関係なので、ですから、それをどちらでもいいんですけれども、できれば形成過程というか、その処分案というか、利益が出ました、このように処分をしたい、だから決算認定してくださいということと一緒にしたいということなんです。一括して審議していただいたほうが流れがいいだろうということです。実際やっているんですよ、そういう一括して。実際は一括してやっているんです、中身としては。ただ、それを議案として最初に持ってくるか、認定として最後に持ってくるかというだけなんです。でも、審査はもう一括してやっているわけですね。これくらいの未処分剰余金出ましたと。じゃあどのように処分するんですかということは、もう既にその段階でやっているんですよ。それがなければ、だって認定できないわけですから。実質審議には入っていると

ということなんです。それを分割するか、一緒にするかということ。

○議長（吉田眞悦君） 大橋議員。

○7番（大橋昭太郎君） 去年はこの剰余金の処分案が、最初に議決するという点について、審査をする前に剰余金の処分案を議決することがおかしいのではないかとというのが去年の福田議員の意見だったと思う。

○議長（吉田眞悦君） 副町長。

○副町長（佐々木 守君） なぜその利益剰余金が出てきたのかも審査する前に、このくらい利益が出たから処分はいかがですかというのは、おかしくないかということだと思っんですよ。ですから、今回は、なぜこの未処分利益の剰余金が出たのかということをもず最初に出たからどうですかという話じゃなくて、ずっとやってきたら出ましたと。ですから、この出たものについて、このように処分してはどうでしょうかというお伺いを立てたいということなんです。でも、実質去年も、また言うとも混乱しますでしょうけれども、実際はちゃんと何で利益が出てきたのか審査しているわけですから、実際問題。ただ、普通まっさらに考えると、どのくらい利益が出ましたと、これ処分していいですかという話が出たから、どこかおかしくないのかという多分議論が出たと思っんです。今回は順序正しく、こういうふうに出てきて、これだけの利益剰余金が出ましたので、こういった処分の案はいかがでございましょうかというふうに出したいということなんです。それを分けずに一連の流れとして出したほうがわかりやすい。提出するほうがわかりやすいというのは言葉は悪いですが、そういうふうにしたほうが流れ的にもわかりやすいのではないかとこのふうにも考えたものですから、一括でお願いしたいと。

○議長（吉田眞悦君） 福田議員。所管の委員長だからやっぱりきちんと……。

○2番（福田淑子君） 残額を初めて議決して、議決した後に任意積立金の翌年度繰り越しになって、それが最終的な決算になるわけでしょう。残額を議決しないで、一括してやるというのは私はやっぱりおかしいと思っただけけれども。（「何で残額が出てきたか審査しなかったら、剰余金の処分は可決できないべと」の声あり）

○議長（吉田眞悦君） 暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（吉田眞悦君） 再開をいたします。

福田議員。今の同じことで結構ですから。

○ 2 番（福田淑子君）　じゃあ正しい処分の過程として、残額について議決をもって初めて任意積立金の翌年度繰り越しが行われて剰余金という決算が出てくるんですけども、その過程においては今回一括で問題ないと。これは絶対問題がないというふうに断定していただかないと、議員が問題視するわけに……。

○ 議長（吉田眞悦君）　水道事業所長。

○ 水道事業所長（櫻井純一郎君）　資料 2 ページの説明資料の裏面をござんください。

先ほど副町長からありました行政実例についてお示しをしております、昭和34年10月15日通知で、資本制度の見直しに関する Q & A でこういった実例があります。決算の認定としての議決を利益処分の議決とみなすことはできないが、便宜上、法第30条の規定に基づいて作成される剰余金未処分計算書をもって、決算の認定の議決とあわせて利益の処分の議決を受けることについては差し支えないという通知に基づいて、今回やらせていただきましたので、よろしくをお願いします。

○ 議長（吉田眞悦君）　問題はないということです。

この件についてほかに。なければ、ことしからこのような議案の提出の仕方をしますよということで了解したということになりますので。では、この件については以上といたします。

それでは、2) 番に戻ります。時間もちょっと説明だけで終わるかもしれませんが、2) 番の説明を水道事業所長。

○ 水道事業所長（櫻井純一郎君）　続きまして、石綿セメント管更新事業の見直しについて御説明いたします。

資料の 1 ページをござんください。石綿セメント管の更新につきましては、南郷地域においては既に完了しておりますが、小牛田地域においては現在も石綿セメント管が埋設されている状況です。更新事業は、平成 4 年度から平成24年にわたり石綿セメント管からダクトイル鋳鉄管等へ更新する事業を進めてきましたが、学校等の公共施設の周辺地域の管路更新や赤水及び漏水の発生地域を重点的に更新してきたため、現状は虫食いの管路の更新状況となっております。

現行の更新計画の完了年度である平成34年度まで残り 6 年となり、精査したところ、石綿セメント管の延長につきましては、平成27年度末現在で 1 万2,584メートル残っていることがわかったことから、現在の事業予算規模約 1 億円で事業を実施した場合、平成46年度に事業が完了する見込みであることが判明いたしました。

しかし、現在の事業予算規模で更新事業を続けた場合、平成46年度までは18年と長期間にわ

たること、石綿セメント管については昭和30年代から40年代にかけて施工された配水管がほとんどで、既に50年60年が経過しており、経年劣化による破損の不安があること、また、災害等に備えなければならないことから、早期に更新事業を完了する必要があると判断いたしました。つきましては、水道事業の経営状況を踏まえながら、平成29年度から平成38年度までの10年間で更新事業を終えるように計画を見直し、平成38年度まで毎年度1億7,000万円の事業規模で事業を進めることといたしました。

また、小牛田地域のセメント管の埋設箇所も5つのブロックに分け、現状を分析し、緊急性や管路の老朽化状況、家屋の立地状況、投資効果等を考慮し、地区ごとに優先順位をつけて、継続的に石綿管更新事業を進めるため、あわせて更新計画の見直しを行いました。

資料2ページをごらんください。2 更新事業の見直し、(2) 優先地域の選定につきましては、資料4ページの配水管更新整備地域優先度判定表の結果から、北浦地区、青生駅前地区の優先度が高いと判定しましたので、平成29年度以降は両地区に絞り、優先的に整備を行うこととし、両地区の整備後は中埜地区、本小牛田地区、不動堂地区の順序で更新事業を進めてまいります。

資料3ページをごらんください。3 今後の事業の進め方につきましては、更新事業における管路や施設は補助金を積極的に活用してまいります。また、平成29年度に管網計算業務を実施し、全ての配水管について統合化や管口径の縮小化を検討してまいります。さらに、現在埋設されている石綿セメント管の更新事業についても管口径の縮小化、統合化を行うことで、更新期間や事業費の縮小を図ってまいります。なお、今後もおおむね3年ごとに更新事業を検討していくことになります。

参考までに、5ページのほうには年度別工事施工実施計画表で、各地区の実施予定期間をお示ししておりますので御参照ください。

以上が今回の石綿セメント管更新事業の見直しの内容となっております。

- 議長（吉田眞悦君） 石綿セメント管更新事業の見直しについて、今説明をしていただきました。この件で確認及び聞いておきたいということがあれば、柳田議員。
- 4番（柳田政喜君） 工事計画についてお聞きします。まず、4ページの資料で、先ほどの説明で青生地区、北浦地区のほうが優先で、中埜地区がその後になるということでしたけれども、実際、東日本大震災の際に中埜地区というのは一番おくれたというのがあると思うんです。どうしても遠いということで、そちらのほうを急がないと、次の震災、もしくは何かあった場合、また中埜地区の復旧がおくれてくると思うんですけれども、その辺はどのように考えますか。

- 議長（吉田眞悦君）　そういう心配だということです。佐々木係長。
- 水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木　聡君）　それでは、私のほうから御説明させていただきます。

4 ページ目の判定表の関係なんですけど、見てのとおり、ほとんどがほぼ僅差となっておりまして、見ますと、不動堂地区を除きまして、ほとんどが早目に全て交換しなければならないという箇所でもあるわけなんですけど、今回改めて精査をいたしまして、それで北浦地区、あと青生駅前地区がやはり広範囲、当然、石綿セメント管、30年代の、ほぼ60年経過しているかなり経年している管が入っているということもございまして、当然中埜地区については確かに柳田議員がおっしゃいますとおり水管橋とかの問題はありますが、このような形で改めて精査を行ってみた場合に、北浦と青生駅前地区が整備の点数につきましては合計点数11点同士ということで、この2地域をまず優先的に整備していかなければならないものということで判定をいたしまして、このような形で今後は整備を進めていくということで決めた次第でございます。以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君）　柳田議員。
- 4番（柳田政喜君）　その事情はわかりました。でも実際、震災の際には復旧が一番おくれ、水圧も上がらず、その後も漏水箇所が次々見つかったという結果がありますので、ということは、やはりそれに対しての対応も、この計画とは別で考えていかないと。
- 議長（吉田眞悦君）　係長。
- 水道事業所主幹兼原浄水係長（佐々木　聡君）　今、柳田議員がおっしゃられましたが、これが今回の整備地区を終わりましたら、そのような形で今も取り組んでいきたいと考えております。また、当然整備以外にも中埜地域については大崎広域との管部のつなぎというのでも検討している場所でもございまして、そういったことも含めて一緒に整備をしていきたいと考えております。以上です。

- 議長（吉田眞悦君）　ほかに。橋本議員。
- 10番（橋本四郎君）　今の計画の中で各管の太さ、5種類あるようなんですけれども、75ミリだか、その管の太さによって工事費が違いますよね。その場合に、予算を組む場合には金のかかる30ミリ、あるいは75ミリとかいろいろやっていますけれども、残っているのは、この計画のやつ、32年度で、残りは7,000メートル残るんです。7,000メートルの残りの計画の内容は、どういう管がどの程度残るんですか。
- 議長（吉田眞悦君）　平成32年度で。

- 10番（橋本四郎君） 管の更新計画は完了する。
- 議長（吉田眞悦君） 統合したり縮小したりするでしょう。それ今すぐ、何ぼ残るかというのはわかる。32年度時点において。現時点では12キロばかりあるでしょう、まだ残りが。それで平成32年度まで工事したときにその後何ぼ残るのやと。橋本議員、今回予定しているその平成34年度時点ではなくて、32年度ということなの。
- 10番（橋本四郎君） 4ページ見てください。4ページに平成32年。平成38年度までの残りは。じゃあ残った分の管、要するに予算を出すのに管の太さと長さによって予算額が違うでしょう。
- 議長（吉田眞悦君） 財政計画に合わせた平成32年度のことを聞きたいということですね。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、私のほうからお答えいたします。

平成32年度以降でございますが、6,754メートルほど残っております。計算をいたしますと、6,754メートルほど残っております。それで、平成32年度以降の管路でございますが、平成32年度以降につきましては青生駅前地区につきましては、口径100ミリと口径200ミリの管路が残っている状況となります。また、中埕地区につきましては150ミリの石綿セメント管が残っております。あと本小牛田地区につきましては100ミリの石綿セメント管、あと250ミリの石綿セメント管が残っている状況でございます。あと不動堂地区につきましては、75ミリの石綿セメント管と100ミリの石綿セメント管がそれぞれ残っているということでございます。それを積み上げまして、今回の積算に上げております。以上でございます。

- 議長（吉田眞悦君） 平成32年度で今の総距離数の半分ぐらいはまだ残っているということですね。橋本議員。
- 10番（橋本四郎君） 5,000何ぼ、6,000メートル近く残るんだなと思っていたんですよ。この数字を見ながら。その金額を生み出すために、町がやるような状況に今町の体制はなっているのか。例えば漏水は、現在有収率は何％になっていきますか。平成27年、28年の有収率は。
- 議長（吉田眞悦君） これできょうはちょっと締めるから、今のだけで。有収率すぐ出るでしょう。
- 10番（橋本四郎君） 問題は、一時、震災のときに有収率下がったでしょう。そういう状況が続いたらば、どんなに水道料を集めたって。
- 議長（吉田眞悦君） この点だけできょうは締めますので。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 平成27年度実績の平均有収率は78.7%です。
- 議長（吉田眞悦君） では、ちょっと水道事業所のまだ残り多数あるんですけども、本日の行事予定等の兼ね合いもありますので、きょうのところはここで全員協議会を一時締めさせて

いただきます。

それで、この続きを9月1日、9月定例会議の前にとにかくこれは皆さんにお示ししておかなくてはならないので、その前に必ずしなくてはなりませんので、9月1日、3時からにいたします。午後3時。ちょっとこの日、予定なんですけれども、議会運営委員会もありますので、議会運営委員会終了後ということで一応3時ということで設定をさせていただきますので。9月1日3時から。事業所の皆さんも関係者、よろしくお願いいたします。

では、途中ですけれども、以上できょうの全員協議会を終了させていただきます。

大変御苦労さまでございました。

午前11時31分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 8 年 8 月 2 2 日

美里町議会議長